

# 札幌市都市公園指定管理者業務仕様書（その2）

## 月寒公園

### 1 目的

札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第8条第2項の1及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱第8第2項の1規定のとおり、業務の具体的な内容等、管理業務の詳細を定める。

### 2 内容

次ページ以降、指定管理者が提出した管理業務の計画書（以下、「計画書」という。）を以って、札幌市都市公園指定管理者業務仕様書（その2）（以下、「仕様書（その2）」という。）とする。

### 3 留意事項

- (1) 計画書本文における「～します。」及び「～に努めます。」等、計画としての内容については、「～する。」及び「～に努める。」等と読み替えるものとする。
- (2) 業務仕様書（その2）に記載のあるもので、「札幌市都市公園指定管理者業務仕様書」及び「各都市公園維持管理業務特記仕様書」の内容と異なる業務を行う場合は、軽微なものを除き事前に札幌市と協議の上実施すること。
- (3) なお、計画書において、実施不可能な提案及びその他仕様書（その2）として、不適当と思われる記載内容は削除している。

様式3

---

## 管 理 業 務 の 計 画 書

---

第4公募 月寒公園・吉田川公園



illustration Kazuko Matt

月寒公園パークリライフコンソーシアム

# 目 次

<b>1 総括的事項に関する取組</b>	<b>1</b>
(1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標 .....	1
1) 基本方針 .....	1
2) 事業目標 .....	5
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組 .....	7
1) 平等利用確保の方針 .....	7
2) 平等利用確保の取組項目 .....	7
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方 .....	10
1) 取組についての基本的な考え方 .....	10
2) 緑化協会におけるこれまでの取組・成果 .....	12
3) 四宮造園の環境への取組 .....	14
4) 当公園におけるこれまでの取組 .....	14
5) 生物多様性の保全に関わる取組 .....	14
6) 当公園の管理における今後の取組 .....	14
<b>2 統括管理業務の実施内容</b>	<b>17</b>
(1) 管理運営組織の確立 .....	17
1) 責任者の配置及び組織の整備 .....	17
2) 従事者の確保、配置計画 .....	26
3) 人材育成・研修計画 .....	32
4) 労働関係法令の遵守及び雇用環境の維持向上 .....	36
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組 .....	40
1) 情報共有の組織的な取組 .....	40
2) 業務の見直し等の組織的な取組 .....	41
3) 管理における情報共有と業務の改善 .....	43
(3) 第三者に対する委託の方針 .....	46
1) 具体的な再委託業務 .....	46
2) 再委託の適正確保のための具体的方策 .....	46
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組 .....	48
1) 市民協働及び地域連携の基本的な考え方 .....	48
2) 市民協働及び地域連携の内容 .....	48
3) 札幌市等との連絡調整の具体的方策 .....	50
(5) 財務 .....	51
1) 資金管理に関する基本的な考え方 .....	51
2) 現金等取扱に関する基本的な考え方 .....	51
3) 現金取扱規程 .....	51
4) 現金等取扱に関する事故防止システム .....	52
5) 現金等取扱に関して、事故・不祥事が発生した場合 .....	52
(6) 苦情対応 .....	53
1) 苦情等対応の基本的な考え方 .....	53
2) 苦情等対応の具体的な手順 .....	53
3) 苦情等の対応システム・フロー .....	55
(7) 記録・モニタリング・報告・評価 .....	56
1) 記録・モニタリングに関する基本的な考え方 .....	56
2) セルフモニタリングの具体的な実施方法 .....	57
<b>3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容</b>	<b>59</b>
(1) 維持管理業務計画 .....	59
1) 総括的事項 .....	59
2) 施設・設備の維持管理 .....	61
3) 植物の育成管理 .....	73
(2) 仕様書等との差異 .....	86
1) 維持管理業務特記仕様書との差異 .....	86

2) 維持管理基準表の内容・数量等との差異.....	86
(3) 防災業務計画 .....	88
1) 防災業務の実施方針及び役割分担 .....	88
2) 防災訓練計画の予定.....	90
3) 事故等への対応方法.....	91
4) 消防法への対応内容.....	95
<b>4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容</b>	<b>96</b>
(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画.....	96
1) 取組の基本的考え方.....	96
2) 具体的な取組の実施計画.....	96
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画.....	105
1) 取組の基本的な方針.....	105
2) 具体的な取組の実施計画.....	105
<b>5 利用者サービス等に関する取組</b>	<b>110</b>
(1) 利用者サービスの基本的な方針 .....	110
1) 有料公園施設利用促進の基本方針 .....	111
2) 業務計画の実施要領.....	111
(2) 自主事業への取組.....	118
1) 取組の基本的な考え方.....	118
2) 取組の具体的な内容.....	119
(3) 当公園の魅力等の把握及び向上 .....	122
1) 当該公園の特性と魅力について .....	122
2) 特性を生かし、魅力を高める取組の具体的な内容.....	122
<b>6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について</b>	<b>125</b>
(1) 既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保.....	125
<b>7 類似業務の実績について</b>	<b>127</b>
(1) 指定管理業務の実績.....	127
1) 札幌市公園緑化協会.....	127
2) 株式会社四宮造園.....	127
(2) 公園・緑地等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績 .....	128
1) 札幌市公園緑化協会.....	128
2) 株式会社四宮造園.....	128
(3) 緑化協会の業務における成果の代表事例 .....	129
<b>8 札幌市内の企業等の活用について</b>	<b>133</b>
(1) 活用についての考え方.....	133
1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由 .....	133
2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項.....	133
(2) 活用に向けた具体的な取組 .....	133
<b>9 その他（都市公園の管理運営に関する提案事項）</b>	<b>134</b>
(1) 適正な業務執行について .....	134
1) 個人情報の適正な取扱いについて .....	134
2) 円滑な引継ぎ対応について .....	134
(2) 当公園の管理運営についての提案.....	134
1) 防災の日（防災週間）に行う企画について .....	134

## 1 総括的事項に関する取組

### (1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

## 1 総括的事項に関する取組

### (1) 管理運営業務の基本方針及び事業目標

#### 1) 基本方針

##### 月寒公園の特徴

月寒公園は、西岡丘陵の北端に位置する、面積 22ha の豊平区唯一の総合公園です。閑静な住宅地に囲まれた立地に、巨木の残る自然林と、周囲の風景を映すボート池とが特徴的な景観をなし、市街地において貴重な緑と水辺の環境を提供しています。

##### 《歴史》

現在月寒公園のある場所は明治の末期、旧陸軍歩兵第 25 連隊の実弾射撃場として開設されました。戦後の進駐軍による射撃場使用が昭和 28 年に終わり、その後、公園としての整備が本格的に進められました。昭和 36 年に月寒公園は開園し、以来、多様な余暇活動の場として、地域住民をはじめ多くの市民に親しまれてきました。

##### 《自然》

月寒公園内の地形は、河岸段丘の高低二つの段丘面で構成され、その中間に段丘崖の急傾斜地があります。園内の高台から傾斜地にかけては、月寒公園付近が自然分布の北限となるコナラのほか、ミズナラ・カシワ・ハルニレ・ハリギリなどの大木が点在する自然林が残されています。

公園として整備された区域では、トドマツ・シラカンバ・エゾヤマザクラ・ツツジ・フジなどが植栽され、ボート池の周囲はシダレヤナギやシダレザクラ・アジサイなどで修景されています。

ボート池のマガモやオシドリをはじめ、園内では多くの野鳥が見られます。その他、エゾリスが園内に生息するなど、長い年月を経ても豊かな自然環境が残ってきたことが窺えます。

##### 《利用》

月寒公園は、昭和 36 年の開園以来、多くの豊平区民に親しまれる公園として、春の花見、ボート池、秋の紅葉、冬のそりすべりなど、四季を通じて多様な利用がされてきました。



札幌で一番長いロング滑り台



冬のにぎわい

開園から 50 年が経過した平成 20 年からは、園内施設等の老朽化の進行や、時代の変化に伴う利用者のニーズの多様化に対応するため、利活用の面を中心に、よりよい地域の公園を目指して、地域住民等の参加による再整備が始まりました。

再整備工事により、子ども達に人気の大型複合遊具がある「森のあそび場」や、多様な利用ができる「多目的広場」、18ホールの有料「パークゴルフ場」、公園活動の拠点となる「パークライフセンター」等が新たに設置されました。またこれまであったボート池や野球場、テニスコート等の施設も新しく生まれ変わりました。新しく魅力的な遊具や施設が続々とオープンしたことにより、春から秋の休日には常に混雑状態が続く、札幌市内でも非常に人気が高い公園です。

### 《再整備》

再整備計画では、「いつも公園が生活の中にある、豊かな新しい都市のライフスタイルのシンボルとして、新しい公園像をみんなでつくり育てて行く」というビジョンを実現するため、Park Life（パークライフ）というコンセプトが掲げられました。また、再整備計画の推進においては、次の 5 つの目標が掲げられており、指定管理者の特記仕様書においても、これらの目標を意識した管理運営が指示されています。

1. 都市の庭  
様々な人々が集い、連携し、多様かつ充実した活動・公園利用の場とする
2. 身近な景勝地  
森や草地、水辺など、特徴的な自然環境を活かし、魅力的な景観を創出する
3. 環境遊園  
子ども達が豊かで多様な自然環境にふれあう場、自由な遊びのできる場とする
4. 博物園  
公園や地域の歴史、魅力を発信し、価値を高め、地域の財産として伝えていく
5. だれでも安心して利用できる安全な公園  
防犯に配慮した管理や防災への対応を進め、だれもが利用しやすい公園を目指す

これら地域の声を反映した再整備計画を基に、平成 24~30 年度の間、再整備工事が進められています。特に、平成 29 年度から供用を開始したパークライフセンターは、公園を生かした地域住民の活動の拠点となっています。

また、平成 26 年に月寒公園市民協議会(以下、「市民協議会」といいます。)が設立され、多様かつ活発な公園利用から広がる地域の活性化と、住民の声を十分に反映した公園の管理運営の実現に向けて活動しています。平成 27 年度からは、指定管理者と市民協議会が共催で、「月寒公園ピクニック」など、交流とつながりが生まれるイベントを共催しています。



月寒公園ピクニック

## 吉田川公園の特徴

吉田川公園は、周囲を住宅地に囲まれた、面積5.7haの地区公園です。羊ヶ丘に源を発する吉田川が公園の東側を流れ、公園から容易に水辺に降りられることから、親水公園としての顔も持つ公園です。

### 《自然》

公園中央部に残る自然林は、分布北限域となるコナラのほか、シナノキ・シラカンバ・ハルニレ・エゾヤマザクラ・ミズナラなどにより構成されています。また、園路や広場周辺にはサクラ類やトチノキの並木があり、ツツジ類・ケヤキなども植栽されています。

公園の横の吉田川には、フクドジョウやイバラトミヨなどの魚が生息しています。



吉田川公園

### 《利用》

公園の施設としては、有料のテニスコート2面のほかに、パークゴルフ場、多目的広場、遊戯広場などがあり、斜面を利用した芝生広場は、冬期間にはスキースロープとして地域の子ども達に人気があります。日常は遊歩道や芝生広場を散策する人が多く、休日は子ども連れの遊び場として、また夏休みは子どもやお年寄りのラジオ体操の会場になるなど、近隣の人たちの生活に密着した遊びや憩いの場所として親しまれています。

## 月寒公園・吉田川公園の管理運営の基本方針

公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下、「緑化協会」といいます。）は、平成27～30年度の月寒公園・吉田川公園（以下、「当公園」といいます。）の指定管理者である月寒公園パークリライフコンソーシアムの代表として、当公園の特性を生かした効率的かつ効果的な管理運営を行ってきました。

今回、緑化協会を代表とし、新たに株式会社四宮造園（以下、「四宮造園」といいます。）との二者による、これまでと同じ名称の「月寒公園パークリライフコンソーシアム」（以下、「当コンソーシアム」といいます。）を組織し、当公園の指定管理者として応募いたします。

これまでの当公園における緑化協会の管理経験を生かし、また、他の指定管理公園の代表企業としての経験も豊富な四宮造園と連携し、当公園の特徴を最大限に生かして、魅力ある公園として多くの市民に利用していただけるよう、管理運営に努めます。

その方針としては、緑化協会の「理念」と、運営方針に掲げる「公益性「5つのK」」を基とした次の『基本方針』を掲げ、コンソーシアムで密に連携して取り組みます。



## 公益財団法人札幌市公園緑化協会の理念と運営方針

### 《理念》

私たちは、札幌市民との相互信頼のもと、みどりを通じた心豊かなまちづくりの実現と、みどり豊かな札幌の次代への継承に貢献します。

### 《運営方針》

上記理念の達成のため、次の5つの方針を柱とし、指定管理者として公園の価値を高めることに日々努め、市民の満足度向上につなげます。

## 公益性「5つのK」発揮による公園の価値の向上

### 公平

公園・施設でのサービスの提供においては、平等・公平を最優先して、単なるサービスに留まらず、誰に対しても思いやりと感謝にあふれた真のホスピタリティを目指します。

### 公開

社会情勢の変化や市民のニーズに対して迅速で的確な対応をとり、求められる情報を積極的に提供することにより、公正で透明性のある、開かれた公園・施設の運営に努めます。

### 効率

長年の公園・施設管理において培った実績・ノウハウを基に、長期的な視点と即応的な視点の両面から公園・施設の効率的・効果的な管理運営を行い、経費の削減と安定した質の高いサービスを実現します。

### 協働

ボランティア等の市民協働による公園・施設管理を推進するほか、ファン、リピーターを増やす取組により、公園・施設の多面的な価値を高めます。また、公園・施設を核として地域の人や資源のつながりを創り出すことで、地域の活性化に貢献します。

### 環境

環境マネジメントシステムの運用により、緑化協会が指定管理者として管理する全公園・施設において、環境負荷低減や生物多様性保全への取組みを維持・向上させ、市民の財産であるみどりを次代へ継承します。

5つのK

## 管理運営の基本方針

1. 平等・公平な利用の機会を確保し、公共の福祉増進の場としての利用効果を高めます。
2. 関係法令・条例等を遵守し、利用者や市民の声の反映とその発信に努め、開かれた管理運営による安全で安心、快適な利用環境を提供します。
3. 資源・施設の長寿命化を念頭に置き、効率的な管理運営による経費削減を図り、安定した質の高いサービスを提供します。
4. コミュニティ活動の拠点の一つと位置付け、市民や関係諸機関との連携を強化し、資源の積極的な活用を図り、集いの場としての魅力を高めます。
5. 都市における多様な環境圧の下、みどりの保全と環境負荷の低減を目指します。

## 月寒公園・吉田川公園の管理運営における基本方針

1. 多様な活動を受け入れ、交流やつながりを通して、市民と共に新しい月寒公園像をつくり上げます。
2. 多角的な自然体験活動により身近な自然とのふれあいの場を提供し、市民協働による環境保全活動を推進します。
3. 子ども達が身近な自然にふれ、自由な発想で遊ぶことのできる公園環境を提供します。
4. パークライフセンターを市民活動や情報交流の場として活用し、公園を拠点とした地域コミュニティづくりを推進します。
5. だれもが利用しやすい公園環境の整備に努め、防犯への配慮、防災への備えを強化して安全・安心な公園環境を提供します。

## 2) 事業目標

当公園の管理運営に当たっては、前述の特徴を踏まえ、基本方針を基に 5 つの事業目標を立て、その達成のために各種の事業に取り組みます。

### 事業目標1 つながりから生まれる多様な公園活動の推進

- ① 歴史や文化、芸術、スポーツなど、様々な分野とつながり、多様で新しい公園活動を開することで、公園の利活用を推進します。
- ② パークライフセンターを多様な公園活動の拠点とし、オープンな環境づくりと、交流の機会を創出します。
- ③ 市民協議会と協働で、賑わいの場を創出するイベントを開催し、出会いや交流から新たな公園活動が展開されるきっかけをつくります。

### 事業目標2 身近な自然の活用と事業の展開

- ① 自然林や水辺など多様な環境と、四季の変化を生かした自然体験プログラムを通して、身近な自然とのふれあいの場を提供し、生き物の多様性やつながりを知る機会をつくります。
- ② 専門家や地元の自然愛好家と連携したイベントや展示を通して、身近な自然環境への愛着心を醸成し、主体的に関わるきっかけをつくります。
- ③ 落ち葉の園内リサイクルや林床の植生復元など、市民参加型の取組により、市民と共に環境を考え、保全する活動を推進します。

### 事業目標3 子どもにやさしい公園づくり

- ① 乳幼児親子を対象としたイベントを開催し、四季を通じて乳幼児が安心して遊べる環境をつくります。また、子育ての情報交換や交流を促し、屋外型子育てサロンの機能を持たせます。
- ② 子どもの自由な遊び場づくりに取り組む団体と連携し、自主性や創造性を育む遊び環境を整え、子ども達の遊びの多様性を保障します。
- ③ 当コンソーシアムの自主事業として実施し、また緑化協会の受託事業として対応しているプレーパークの情報発信拠点として、子どもの遊びに関わる学びの場を提供します。
- ④ 展示やアンケート、ワークショップで子どもの意見を積極的に取り入れ、公園管理への子どもの参画を促します。

### 事業目標4 公園と地域の魅力発掘と情報発信の推進

- ① 市民の主体的な関わりを大切にし、公園を拠点とした地域コミュニティづくりを推進します。
- ② パークライフセンターに、歴史や自然、イベントやボランティア活動、地域の情報等を集約し、情報発信拠点としての機能を高めます。ボランティアや市民協議会からの情報発信を積極的に行い、市民同士の情報交換の場、交流の場として活用します。
- ③ ニュースレターや当公園公式ホームページを効果的に使い、リアルタイムな公園情報の発信に努めます。

### 事業目標5 だれもが心地よく、安心・安全な環境の提供

- ① 市民協議会と連携し、月寒公園の利用者や地域住民が感じる課題を話し合い、解決する場をつくることで、公園管理への市民参画を促します。
- ② ユニバーサルデザインを適切に管理し、誰もが使いやすい公園としての環境を維持・向上させます。
- ③ 月寒公園に隣接する月寒・美園・平岸地区と連携し、月寒公園が有する防災機能を伝え、共助の意識を育てる取組を計画的に実施します。
- ④ 環境負荷低減の施策については、緑化協会の環境マネジメントシステムに基づき、コンソーシアムとして適切に運用します。

## (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

---

### (2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

すべての利用者に対して公平・公正なサービスを提供することは、公共施設である公園の管理運営において最も重要な基本事項であると当コンソーシアムでは考えます。

当コンソーシアムでは、当公園における平等な利用機会の確保について、次のとおり取り組みます。

#### 1) 平等利用確保の方針

当コンソーシアムは、公の施設の利用について規定した、地方自治法第244条第2項（正当な理由なく利用を拒んではならない）、及び第3項（利用に際して不当な差別的取扱いをしてはならない）を遵守し、年齢や障がい、性別、主義・主張、思想・信条、民族や言語、社会的地位の違い、その他不当な理由によって公園の平等利用が妨げられることのないよう、全スタッフに対する教育を徹底して、公園・施設の適切な管理運営を行います。

特に、配慮が必要な障がい者に対しては、障害者差別解消法の趣旨に則り、公園・施設において不当な差別的取扱いをすることのないよう、また、施設等の利用の際の要望・申し出に進んで対応し、真摯な姿勢で「困りごと」の解消に努めるなど、合理的配慮を行うことを通じて共生社会の実現に寄与します。

#### 2) 平等利用確保の取組項目

##### ■ スタッフへの教育指導の徹底

当コンソーシアムでは、公園の平等利用の確保のため、接遇・サービス講習、バリアフリー講習をスタッフに受講させます。「思いやりと感謝の気持ちで等しく利用者に接する」という基本的な心構えを学び、様々な状況が想定される実際の対応について習得し、レベルアップを図ります。

また、特定の個人・団体に対する不当な利用拒否・利用制限や、逆に便宜を図る等の差別的取扱いなど、対応に注意を要する具体的事例をミーティング等において公園スタッフに周知し、利用における平等を確実に確保するよう、教育指導の徹底を図ります。

##### ■ 違法・不正行為の排除

日常の管理において、犬のノーリード、落書き、放火、器物の損壊、植物の盗掘、不審者、花火や火気の使用、危険なスケートボード走行、無許可の占用使用など、公園における様々な違法・不正行為に対して、それぞれの予防対策を検討して実施します。

上記行為の発生時には、迅速に状況を把握し、指導、通報・報告、事態の打開・復旧等を適切に行い、事後は再発防止に努めます。

## ■ その他の具体的取組

### ① 配慮が求められる方々に対する利用環境の整備

- a 車いす2台をパークライフセンターに配置し、無料で貸し出します。また、貸出し時に不具合のないよう、適切な点検整備に努め、気軽にご利用いただけるよう、貸出情報を公式ホームページや園内掲示でお知らせします。
- b 子育て中の方々が快適に利用できるよう、ベビーカーの無料貸出しを継続して実施するほか、パークライフセンターに設置されている授乳室の利用案内に努め、ミルク用のお湯も提供します。
- c 月寒公園では、高台駐車場及び坂下駐車場に、障がい者用駐車スペースが確保されていますほか、再整備工事により身障者専用駐車場が新設されました。車いすの方が安心してご利用いただけるよう、一般利用者への周知に努めます。
- d 会話によるコミュニケーションが困難な状況に備えて、筆談、コミュニケーションボード等による利用案内に努めます。
- e 園内の案内表示等については、分かりやすいピクトグラムやユニバーサルデザイン、ユニバーサルカラーデザインの導入、バリアフリー情報を含むマップの提供などにより、誰もが利用しやすい公園環境の創出・維持に努めます。
- f 海外からの利用者の利便に対応する外国語のホームページやパンフレットの作成については、今後の利用状況を見ながら、必要性を検討して対応します。
- g アンケート収集では、幅広い年齢層を対象に、子どもの意見も積極的にくみ上げ、公園利用に反映させていきます。
- h スタッフのネームプレートはひらがなで大きく表記し、小さな子どもでも名前が確認できるようにします。

### ② 利用環境の継続的改善と適切な情報提供

- a 園路の不陸や段差などは、日常の巡回点検によりいち早く把握し、迅速に復旧・改善を行い、公園利用の安全と平等な利用環境の確保に努めます。
- b 故障や修繕により、施設等が利用できない場合は、復旧時期（時刻）や代替利用など、必要な情報案内に努めます。
- c 公園利用届等の情報に基づいて管理作業のスケジュールを調整するとともに、利用者が過度に集中しないよう、利用日時の調整を図ります。
- d 公式ホームページを活用し、公園利用の基本情報のほか、四季折々の景観や園内で実施するイベント・プログラムの情報など、利用者のニーズに的確にこたえる情報を分かりやすく提供します。
- e インターネットを利用されない方に不公平感が生じないよう、従来の「広報さっぽろ」へのイベント情報掲載の代替となる、地デジ・アプリによるイベント情報発信や、札幌市が毎月発行する冊子「イベント情報はこちでチェック 札幌市からのお知らせ」を活用するほか、マスメディアやフリーペーパー等への情報提供、園内掲示、ニュースレターなど、様々な媒体による情報提供に努めます。

### ③ イベントや自主事業等における平等利用の確保

- a 講習会等の参加受付においては、原則として先着順で受付を行いますが、事前に幅広く情報提供を行うなど、不公平とならないように対応します。
- b イベントなど、通常とは異なる公園利用の際には、一般的の利用者に不都合や不利益が生じないよう、事前のイベント内容の計画・周知や当日の対応等を適切に実施します。

### ④ 有料施設における平等利用の確保

- a 「札幌市公共施設予約情報システム」及び「有料運動施設の優先使用に係る取扱要領」に基づき、公平かつ円滑な対応に努めており、今後も適切な対応を継続します。
- b 準備・片付けの時間を含めて、利用時間を守っていただくよう、利用者にお願いします。
- c 有料施設を適宜巡回・確認し、不正使用の排除に努めます。

### ⑤ 利用者の声の適切な反映やマナー啓発等の取組

- a 公園・施設の利用に関する苦情や改善等の要望を受け付けて整理・検討し、利用環境の改善に役立てます。また、これら苦情や要望の申し立てによって差別や対応の差異が生じないよう、適切な対応に努めます。
- b 誰もが気持ちよく公園を利用できるよう、利用者のマナー向上に取り組みます。具体的な取組内容は、本計画書「4（2）マナー啓発に関する業務と実施計画」(P.105)に記載しています。

### (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

## (3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方

環境の保全に係る配慮や取組が、世界のあらゆる場所、場面で求められている現在、札幌市では「第2次札幌市環境基本計画」を平成30年3月に策定しました。計画においては、札幌市が目指す将来像として『次世代の子ども達が笑顔で暮らせる持続可能な都市「環境首都・SAPP-RO」』を掲げ、オール札幌での取組が求められています。

その中で都市公園に期待されている役割としては、身近で豊かなみどりや水辺環境、生物多様性の保全のほか、環境について学び、活動する機会・場の提供など、様々なものがあります。

緑化協会では、自主的かつ確固とした制度・体制で環境活動に取り組むため、平成17年度に環境マネジメントシステム（以下、「EMS」と略します。）を構築して運用を開始し、平成18年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成25年5月には北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）の認証（ステップ1）を取得し、ISO14001から切り替えて、自主性・効率性を重視した環境活動に継続して取り組んでいます。

当コンソーシアムでは、市民の財産である公園を管理する者として、市民の「環境に対する厳しい目」に応える管理をする責務があるとともに、市民には公園利用を通じて、環境について考え、学び、行動する機会を提供する必要があると考えます。

当公園の管理運営においても、緑化協会が運用するEMSに基づいて、コンソーシアムで連携して、環境への配慮に積極的に取り組みます。



### 1) 取組についての基本的な考え方

当公園は住宅地に隣接し、身近で豊かな緑の環境を提供する場であることから、これらの環境の保全・啓発は公園管理において重要であり、徹底した環境配慮の意識を持って管理に当たる必要があると考えます。

当コンソーシアムでは、環境に配慮した公園管理の実施において、次ページに示す「公益財団法人札幌市公園緑化協会環境方針」をその基本的な考え方とします。

## 公益財団法人札幌市公園緑化協会 環境方針

### 基本理念

「緑」に象徴される植物は、長い年月をかけて大気に酸素を供給し、また食物連鎖の基底で多様な生命の営みを支えてきました。私たち人間が生活を営む社会も、この「緑」を抜きには成り立ちません。

人間社会は、特に 20 世紀後半以降の科学技術の急速な進歩によって、物質的・機能的に大きく発展しました。その結果、私たちの生活は、一面においては非常に豊かになりました。

しかし、地球人口の増加や経済活動の拡大などによって、化石燃料や森林など、各種の地球資源は急速に消費が進み、その過程で発生する二酸化炭素や有害な廃棄物などの増加と相まって、地球温暖化、砂漠化、汚染・公害、森林の減少、生物種の個体減少・絶滅など、地球規模の環境破壊が急激な速度で進行しています。

私たちはいま、豊かな生活を無条件には享受できない状況に置かれています。このかけがえのない地球の環境を守り、次の世代にバトンタッチする責務を負っていることを、今こそ、この時代に生きる一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

私たち公益財団法人札幌市公園緑化協会は、公園緑地の良好な管理運営と都市緑化の普及啓発を図り、市民に快適な生活環境を提供するための事業を推進します。同時に、私たちは市民とともに、かけがえのない地球の構成員として「緑」の創出・保全を図り、地球環境の改善に最大限努力します。

この取組みを適切に維持するための基本事項を定めたものとして、当協会では環境マネジメントシステムを構築し、運用します。

### 基本方針

「緑」を通じた快適な生活環境づくりと地球環境の保全に寄与するため、次の方針に基づき、日々の事業活動に取り組みます。

#### 1 環境経営の推進

地球環境への影響低減・環境保全への取組みが、当協会の事業目的の達成にも資することを目指した「環境経営」を推進するため、環境マネジメントシステムを活用します。

#### 2 環境マネジメントシステムの継続的改善

環境目的・目標を定め、その達成に向けて努力するとともに、定期的な見直しを行うことにより、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っていきます。

#### 3 環境意識の啓発

当協会の事業活動に関わる人々のほか、広く市民に対して地球環境の大切さを啓発し、環境保全に対する意識の向上、社会的合意の強化に貢献します。

#### 4 環境の維持・改善

日常の事業活動においては特に、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進等により、環境負荷の低減や、生物多様性の保全に努めます。

#### 5 環境に関する危機管理の徹底

突発的な事故や自然災害によって生じるおそれのある環境への悪影響について、予防措置を講じるとともに、被害を最小限に留めるための取組みに努め、環境汚染に対する危機管理を徹底します。

#### 6 法律等の順守

地球環境保全に誠実に取り組む前提として、環境関連の法律・条例等を順守し、また当協会が同意する外部との環境に関わる取決め等についても、これを守ります。

この環境方針は、職員をはじめ当協会の事業活動に関わる全ての人に周知徹底するとともに、外部に公表します。

2017 年 7 月 1 日

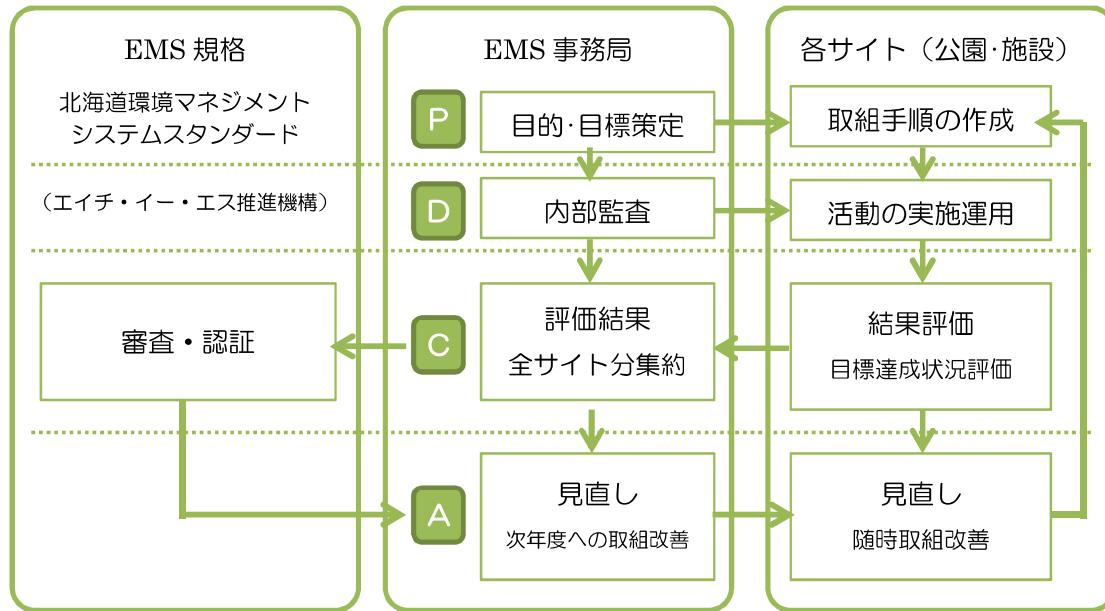
公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 長澤 徹明

## 2) 緑化協会におけるこれまでの取組・成果

緑化協会で平成17年度から運用しているEMSでは毎年、環境目的・目標を設定し、全スタッフの教育・訓練を実施して環境活動に取り組んでいます。

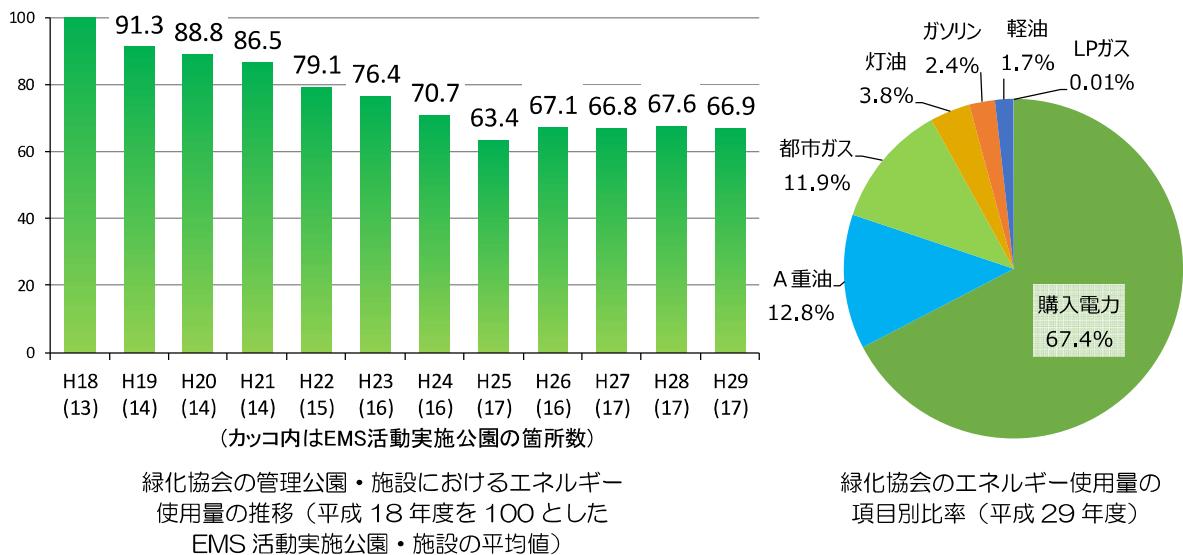
緑化協会EMSにおける環境目的・目標達成に向けた活動の流れ



これまで様々な目的・目標を設定して活動してきましたが、近年は、公園・施設の管理運営における市民協働の推進や、生物多様性保全等の視点で独自の目的・目標を設定して取り組むなど、緑化協会の事業内容に則した効果的な環境活動を目指しています。緑化協会のEMSにおける平成18年度から平成30年度までの目的・目標は次のとおりです。

実施年度	緑化協会EMSの目的・目標
平成18-19	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上、植物系廃棄物の再資源化 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成20	電気使用量削減、事務用品グリーン購入率向上 民有地緑化普及事業の利用増、一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増
平成21-23	一般廃棄物排出量削減、緑化講習会等の参加者増、業務改善・新規事業等の提案 時間外勤務時間削減、食用廃油回収量増
平成24	OA用紙使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成25-27	電気使用量削減、ボランティア活動延べ時間増加、特定外来生物の侵入軽減 食用廃油回収量増
平成28-30	電気使用量削減、残業時間削減（電気使用量削減、ワーク・ライフ・バランス推進） 特定外来生物の侵入軽減、食用廃油回収量増

EMSによる環境活動の中でも特に、エネルギー使用量の削減については、温室効果ガス発生の抑制や管理費用の節減にも直結することから、最優先の課題として取り組んできました。これまで、電気・燃料などの項目別に、各公園で個別に効果的な手順を策定して取り組み、測定結果に基づき常に改善を進めてきた結果、主要公園で指定管理者制度が始まった平成18年度との比較で、平成29年度には次のとおり33.1%の削減を達成しています。



エネルギー使用量のうち、比率の最も高い電力については、電気使用量の抑制を継続してEMSの目的・目標に設定しており、細かな節電の積み重ねやLED照明への転換の推進、公園・施設利用に支障とならない範囲での照明・機器類の運用の見直しなどにより、削減に努めています。

化石燃料については、基本的な節約の取組以外にも、環境への負荷が少ないBDF(バイオ・ディーゼル・フューエル)混合燃料を使用し、川下公園リラックスプラザのボイラー燃料にはB10重油(BDF10%混用A重油)、百合が原公園リリートレインの燃料としてB5軽油(BDF5%混用軽油)を導入しています。

また、緑化協会が管理する主要公園・施設に使用済み食用油の回収ボックスを設置して、公園で使用している低環境負荷燃料の原料として、市民がリサイクルの成果を実感し、環境保全意識を高めることにつなげています。

緑化協会は、EMSの認証を取得して環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所として、平成20年8月に「さっぽろエコメンバー」レベル3に、また、北海道が実施する北海道グリーン・ビズ認定制度において「優良な取組」部門ランク3に申請し、登録されています。



### 3) 四宮造園の環境への取組

四宮造園は ISO14001 の認証を受けて環境活動に取り組んでおり、「さっぽろエコメンバー」レベル 3、及び「北海道グリーン・ビズ認定制度」の優良な取組部門ランク 3 に登録されています。

### 4) 当公園におけるこれまでの取組

これまでの当公園の管理においても、緑化協会の EMS に基づき、積極的に環境活動に取り組んできました。

当公園のエネルギー使用量の内訳について、緑化協会が担当する範囲においては電気が98.8%を占めることから、特に電気使用量の節減に努めています。

その他、ごみの総量削減や資源化ごみの分別徹底、パークリフセンターの薪ストーブの有効利用などに継続して取り組んでいます。

### 5) 生物多様性の保全に関する取組

自然豊かな当公園には、植栽以外にも多種の植物が自生し、野鳥や昆虫をはじめ様々な生物が四季を通じてみられます。これらの環境を維持していくため、園内の自然環境や 1 年を通じた動植物の動向等を、地域住民をはじめ市民に積極的に提供し、関心を持っていただくことにより、市民協働による保全へつなげていくことが求められます。そのために、公式ホームページ・掲示等での情報発信、自然観察会や講習会の開催に努めます。

また、緑化協会が管理する公園では、外来生物による生態系への影響を低減する取組を実施しています。特に、特定外来生物オオハンゴンソウについては EMS の共通目標として、侵入が認められた公園で市民協働等により継続的な駆除に取り組み、大きな成果を上げています。

また、園内に池などの水域を有する公園においては、大学や活動団体との協働により、水辺の外来生物に関する調査と、市民への啓発に取り組んでいます。当公園においても、同様の取組を計画し、コンソーシアムとして市民協働の形で進めています。

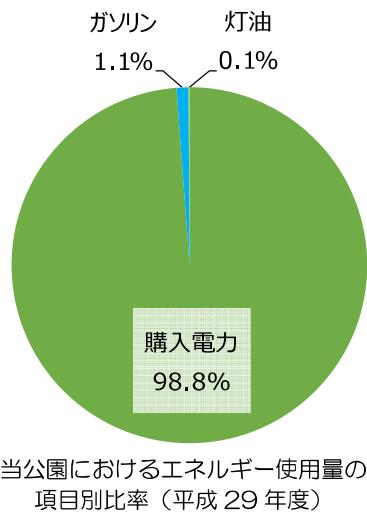
### 6) 当公園の管理における今後の取組

平成 30 年度、緑化協会が EMS で取り組んでいる目標は、次のとおりです。

緑化協会 EMS の環境目的・目標（平成 30 年度）
・電気使用量の削減
・ノーカー残業データの超過勤務時間の削減
・特定外来生物の侵入軽減
・食用廃油の回収量増加（当公園以外の一部公園）

今後も当公園において、緑化協会の EMS に基づく取組を継続するほか、自然豊かな当公園の特性に合わせて、単なる環境配慮にとどまらず、環境学習と関連させるなどの手法を取りながら、市民協働による活動や、生物多様性保全の普及啓発につなげるなどの取組を進めます。

その他、環境配慮に関連する具体的な取組として、当公園では次に示した項目について、コ



当公園におけるエネルギー使用量の  
項目別比率（平成 29 年度）

ンソーシアムのスタッフ全員で取り組みます。また、スタッフから環境配慮のアイディア、工夫等の提案を募り、積極的に取り入れて改善に努めます。

### ① 物品やサービスの購入時の取組

項目	具体的取組
グリーン購入	事務用品はグリーン購入法適合品を選択
長寿命の見込める商品の選択	長期的視点での機種選択 (耐久性、メンテナンスや部品交換の容易さ)
地域の产品や企業の積極的選択	地域振興への貢献、及びマイレージ（輸送に係る環境コスト）を小さくする考え方での選択

### ② 物品やサービスの使用時の取組

項目	具体的取組
電力使用量の削減	エコスタイル（服装と温度設定）の実施 (夏季クールビズ) 屋内照明の積極的な消灯（不要箇所、外光利用） 就業時刻前、昼休みの消灯（管理スペース） OA 機器類の適切な節電設定 週 1 日ノー残業デーを設ける 照明器具の定期的清掃、LED 照明への転換 省エネ型自販機の選択導入 積雪期等の不要な園路灯の消灯
水の使用量の削減	手洗い蛇口、トイレ等の吐出量の調整
OA 用紙使用量の削減	両面コピーの徹底、裏面利用（メモ用紙等） 電子データ化、電子決裁の推進
化石燃料使用量の削減 (暖房、作業機械)	エコスタイルの実施（冬季ウォームビズ） ウォームシェアの推進 暖房器具の適正な運転、点検整備 薪ストーブの活用（園内伐採木の有効利用） 作業機械の定期点検整備、作業時の出力調整
自動車燃料使用量の削減	環境性能に優れた車種の導入 アイドリングストップの励行 急発進、急加速、空ぶかしをしない タイヤ空気圧の点検・調整 経済速度の遵守 不要な荷物を積載したままにしない 自転車、公共交通機関の利用

### ③ 廃棄物に関する取組

項目	具体的取組
ごみ排出量の削減	一般ごみと資源化ごみの分別徹底 自販機業者によるびん・缶・ペットボトル回収 利用者へのごみ持ち帰り協力の周知 ごみ発生量の少ない商品の選択 (簡易包装、繰り返し使用、詰替え等)
植物系廃棄物の再資源化、有効活用	管理等で発生した植物系廃棄物（落ち葉）の堆肥化 剪定枝、つる、木の実等を工作等の素材に利用

#### ④ 生物多様性に関する取組

項目	具体的取組
在来種の保全	在来種の生息・分布状況調査 外来種の調査・駆除
生物多様性保全に関する教育普及	地域の自然、植生、生物等についての教育普及 外来種や餌付け等の問題に対する普及啓発